

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄復帰準備委員会 総務産業経済地位協定 各小委員会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 沖縄復帰準備委員会, 沖縄復帰準備委員会, 総務、産業経営、地位協定各小委員会 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43746

總務小委員会

大 外務省
 参事 典房
 参事 長計
 参事 厚計
 参事 大会管給
 参事 折金
 参事 領旅移
 参事 地中東
 参事 北西
 参事 北係
 参事 一
 参事 西東洋
 参事 西原
 参事 参事班了
 参事 次總経国万
 参事 参事班二
 参事 参事班一
 参事 参事班
 参事 参事班

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

284

総番号 (T A) 22400 主管
 70年 12月 18日 18時 32分 ナハ 発着
 70年 1月 13日 01時 04分 本 省 米比
 外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

代表代理会議

第41号平

往電第20号に因り

13日代表代理会議を開催先ず三ツトよりワット出張本在中等次回代表会議が滞りなく行なわれ是れは各位の協力と謝意を表し是れを議事に入つた其の概要下記

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

通し。

- 1) 非琉球人の権益保護 (ガイドライン 11.3 (3)) については当方よりGOT側においては佐々木書記官が INQUIRY の処理等と担当することになった旨を述べ今後内題の發展により適宜の小委員会において是れを取上げることとする事に意見が一致した。
- 2) 調査団活動調整 (ガイドライン 11.3 (2)) については当方よりGOT側において岡野書記官が担当することになった旨を述べ米側は従来通り USCAR 渉外局に直接に連絡することとせしめ差支なき旨を表明し、当方より調査団については単なる PL. VIZIT に

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

とどまらず調査団の派遣自体
 をメリットベースで今後調整する任
 務も生じ得べきことと指摘し、小委
 員会の場で取上げの含みとすべ
 リマインドすると共に米側としては原則
 として本件ルートで連絡する場合に限り
 アポイントメントに依る建前とせられ
 ば調整の意味先をわづらふべし
 旨付言しておいた。

3) 資料情報交換 (カトラー 11月(1))

これには各政府相互間の資料要
 求のルートと小委員会の審議との関
 連における資料交換のルートの双方
 が考慮されること。前者については
 各エレメントが担当官を指名すること

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

検討する事となつた(当方は佐々木書記
 官に予定)。

4) 小委員会については代理会議にお
 いて若干総合的な問題別のリストを
 作成するに先決とするコミットと先般の
 代表会議において採択された報告書
 等3項等2節に示されたように各
 小委員会が自主的に若干の分野の
 問題も洗い出すことが現実的な作
 業進行の方法であるとする賛揚を
 ナカとの間に意思の一致が分かれ
 たコミットは後者の考え方も了解し得
 ること。早急に米側の内部調整を
 進めたい旨述べた(なお、これらの点に

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

閣下より米北/第24号2
 の考案を南陳村とともにかか
 りは既に馬淵参事官山に
 書記官が産業経済委担当に
 指名される所あり、その他9担当官
 も逐次着任する中で早急に小
 委員会を開催に依り用意が
 ある旨と述べた所あり

次回は15日 (3)

外務省

大 注意

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

159

政務次官
 官務局長
 秘書長
 官務次官
 官務次官
 官務次官
 官務次官
 官務次官
 官務次官
 官務次官

総番号(TA) 235/3
 70年5月19日19時00分
 70年5月15日22時07分
 主管
 中絶
 本省
 外務大臣殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理

代表代理会議

第48号 平 (秘扱)

定電第48号に因り (5/13日付)

1. 本日の会議では主として小委員会構成について討議した。賀陽より日本側としては各小委員会毎に主任委員を定め、その下に適宜補佐委員を付する予定としており、本日午後警察庁、運輸省、防衛庁より各小委員会のメンバー要員着任するので、右着任を待って正式メンバーを発表する予定としている旨述べた。

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(与方案糾電す)

一方レポートより米側メンバーについて
 目下USCARとの調整を急いでおり、次回
 会合で正式発表しうる見込みであるかと
 前置きし、産業経済は未定なるが総務
 に BILLINGSLEY、地位協定 COL MEADS
 (SPECIAL TASK FORCE)、施政権返還
 WALTERS をそれぞれ常任委員の予定して
 りの旨発言があり、また副長よりは産業
 経済及び総務のサキ、地位協定ワマキ
 施政権返還にカキノハナを各々主任委員
 とすのことも内定しての旨述べた。

2、釜陽より各小委員会会議の RECORDING
 については各 ELEMENT の委員において適
 宜責任をもつ方法とするとの従来の了解
 を確認した。また、レポートは与方よりの
 意見打診のため、各代表代理は各々政

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

府の主任委員より討議の内容等につき報
 告を受け、べきは当然かと考へ、そのか
 らに改めて代理会議の場合において各小委
 員会より討議の内容につき報告を受け、
 ことなしに述べ、日琉双方ともこれ
 を了承した。

(3)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- 政外外僑管
- 務務一典房
- 次次
- 官官監審長長
- 備備/厚計
- 文文会營給
- 参参析企
- 参参領旅移

総番号(TA)

主管

米北

訂正報

電信課
45-5-16

(甲)

16日付沖繩官報大使来電第49号
(TA 23528) 本文下記の通り訂正
された。

記

件名 小委員会委員の氏名

2ページ/行目

ヤマ、
地位協定適用準備主任委員 噴陽委
員、中山、マユレ、スズキ。
なお併任者以外

(3)

- 参参中東
- 北北西
- 参参北北保
- 参参一
- 参参西東洋
- 西西東

- 参参近ア
- 次次総経国万
- 参参統国
- 参参技二
- 国一理
- 参参協規
- 参参政経科
- 参参社専
- 参参道内外

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

235

- 政外外僑管
- 務務一典房
- 次次
- 官官監審長長
- 備備/厚計
- 文文会營給
- 参参析企
- 参参領旅移

総番号(TA)

主管

70年5月19日16時45分
70年5月19日21時25分

沖繩 発着
本省 着

外務大臣殿

高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

代表代理会議

才55号 平 (秘扱い)
往電才48号に同じ(5/15日付)

1. 賀陽より日本側各小委員会メンバーのリストを米、琉各代理に手交の上、各委員を紹介した。ショットより産業経済小委員会米側常任委員として BURK (現単労務者再就職調整官) を、また SOF 小委員会常任委員 MEADS 大佐の補佐委員として WALTERS 及び FEATHERSTONE を予定している旨述べると共に米側としては各小委員会のメンバーの配置はなお流動的であると述べた。

- 参参中東
- 北北西
- 参参北北保
- 参参一
- 参参西東洋
- 西西東

- 参参近ア
- 次次総経国万
- 参参統国
- 参参技二
- 国一理
- 参参協規
- 参参政経科
- 参参社専
- 参参道内外

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

- 2. ショットより小委員会の作業状況あるいは主任委員名等の公表は秘密保持の面から行なわないとの原則を堅持したい旨提言があったが瀬長よりこの原則を貫徹することは困難ならんとの発言あり、賀陽よりアレスの肉心にも鑑み、本件については各政府とも報道関係者に対する責任者を決め適宜応待することが实际的なるべしと述べおいた。
- 3. 小委員会の今後の作業の進め方についてショットより来月3日の代表会議までにあと2週間を残すのみとなったので各小委員会とも担当の問題について早急にリストアップし代理会議に報告してほしいとの提言あり、賀陽より産業経済小委員会日本側委員では既にリストの試案の作成に入っているが(追電する)各小委員会ともリスト作成と平

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

- 行的に現実に取り上げるべき問題あらば具体的な形で取組む建案とすることが肝要である。従って小委員会の会合を早急に開き作業の進め方を検討する要あると強調しておいた。なお、小委員会はADCOMのそれとは異なり取扱う問題委員の数など多いことからショットは委員会についての定則をいづれ設ける要ありと思われる旨発言したが、瀬長より次回代表会議まで余日がないのでまず小委員会の会合をもつことが先決であり、定則については实际的な必要により決めていくことが望ましいとの提言あり、日米各代理これに合意した。
- 4. 原則と指針に基づき現地でとらるべき三つの措置のうちショットの提言により日本政府調査団調整準備に関し、米民政府との連絡方法につき更に各係官の間

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

で検討することとした。

5. 小委員会については各主任委員のイニシアチブにより南催しうる了解とした。

-4-

了)

秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 2002
 70年 8月 18日 5時05分 沖繩 主管
 70年 8月 18日 8時27分 本省 発着 北
 外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

第1段階機能移行についての米側の個別説明中間報告

第281号 略

往電第26号 に関し

米提案第1段階の新機能の移行については先般米各小委員会において米側説明をちよう取しているところ。現在までの状況概ね下記の通り。(米側ペーパーについては国頭往信参照)(各項目の審議が終った段階で公信による随時個別報告を行なう予定)

1. 施政権小委

(1) リゅう政建設局に対する助言と指導

(イ) 日政援助による建設計画については、従来民政府は設計の認証。工期延の際の通報等の形で関与しているところ。かかる機能を廃止する用意がある旨表明されたが、第1段階(A)の「日政援助への監察機能の廃止」とからむので、右についての討議が行なわれるまで最終結論を留保。(GRIはGOJが上記の機能を如何なる形式で今後行使するかにつき関心を表明)

(ロ) USG資金による建設計画については、支出が完了

- 万大 隠
- 文 外 外 信 信
- 次 務 典 房
- 官 官 審 審 長 長
- 及 及 総 人 厚 計
- 書 文 官 給
- 参 調 析 企
- 参 領 旅 移
- 参 地 中 東
- 参 北 西
- 参 北 北 保
- 参 参
- 参 西 東 洋
- 参 西 東
- 参 参 近 了
- 次 総 経 國 万
- 参 参 参 参 参
- 参 政 技 二
- 参 國 一 垣
- 参 参 参 参 参
- 参 政 経 科
- 参 参 参 参 参
- 参 道 内 外
- 参 参 参 参 参

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

するまで(たとえそれが復歸の日の後にわたつても)引続きUSGの「いとなむもの(FUNCTION)」とみなされるとの原則が説明された。(わが方質問に対し、右は施政権の延長の如き考え方はなく、支出面の完済を見とどけることにとどまるとのコメントがあつた)日米りゆうの資金のミックスしている工事については、米資金の部分については上記の原則が通用されるが、残りの部分についてはUSGは(イ)の如き一種の監理機能を取止める。

(2) 法務関係の助言と指導

(イ) GRIの「法律面の能力」(LEGAL CAPABILITIES)の改善により実質的機能の分野では「自治」が達成されており、民政府は布令布告の解釈などにつきルーティンとして助言している程度である。

(ロ) 法体系の一体化などを目標としてGOJが「助言と指導」を行なうことを米側はこう定めている。

(ハ) 米りゆう法案審査委員会について、米側は本件小委のわく外としているがその実体につき文書による説明があり(空送)米側は非公式意見としてGOJの何らかの形式によるこの委員会への参加につきハイ・レベルで別個に取上げることが望ましい旨述べている。

2. 産業経済委

統計事務についての助言と指導

秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(イ) 現在民政府がGRIの統計事務の如何に係る部面につき関与しているかにつき実態の報告を求めている。

(ロ) 民政府は定められた定期報告を引続き行なうため復歸まで限定的な「統計機能」を保持する。

(ハ) 将来統計事務を国とけんのパターンに合致させて行く必要からGOJがかかる目的を意識した助言と指導を行なうことにつき米りゆうともこう定的である。

3. 総務小委

「米国のものではない」(NON-U.S.) 航路標識等の運用及び維持に関する助言と指導

(イ) 民政府が現在まれに行なつていとされる助言と指導の実態につき、特にGRI側からの所見を求めている。

(ロ) 米保有の標識(特にNON-MILITARY)等については復歸時点までに如何なる取扱いがなされるべきかについてGOJとして関心を表明しているが、米側は本小委員会の権限のわくの外の問題であるとしている。

(了)

-3-

秘

カヒ
ヒ
万六
博販

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘
604

- 大政外分監官
- 事務次長 典房
- 巨官官審審長 長
- 機密 電厚計
- 機密 会管給
- 国資長 領移長
- 参調折企
- 参領旅移
- ア 参地中東
- 長 北東
- 参北北保
- 中南
- 参西東洋
- 長 西東
- 近ア長 参書近ア
- 長 次総経国万
- 長 参實統
- 参政技二
- 国一理
- 参参
- 長 参政経科
- 長 参社專
- 長 参地内外
- 長 文長

電信写

総番号 (TA) 41097
 70年 8月20日 18時60分 沖縄 主管
 70年 8月21日 21時40分 本省 発着 米ll/

外務大臣殿 高橋 大 臨時代理大使 総領事 代理

総務小委員会の状況報告

第284号 略

往電第281号に関し

米提案の第1段階の諸機能の移行のうち、「米国のものではない」(NON-U.S.)航路標識等の運用及び維持に関する助言と指導に関し、8月20日続行し、民政府が現在まれに行なっているとされる助言と指導の実態につき、主としてGRI側(オオハマ運輸部長)より説明を求めたところ、次の通りなる概。

1. (イ) 1953年7月に航路標識59基を移管を受けたが、当初特に電気系統に対するりゆうきゆう政府の技術水準が低かったこともあり、技術的な面についての指導をUSOARから受けた。

(ロ) 当時はUSOARに米国沿岸警備隊の訓練所で訓練を受けた技術者があり、同人がりゆうきゆう政府の職員に指導に当たっていた。

(ハ) 1959年に至り、上記技術者がUSOARを去り、またりゆうきゆう政府の職員が技術水準の向上もあり、その後は何ら援助と助言は行なわれなくなった。

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

(ニ) 1960年ヘドミサキに新しい型のとう台を建設したが、援助と助言はもつぱら日本政府海上保安庁にあおぎ、現在に至っている。

(ホ) その他航路標識の新設、休止等に関する水路通報を米海軍水路部が行なうに当ってはGRIがかかる事実を水路部に連絡するチャンネルとしてUSOARを利用し、USOARがこれに協力しているため、この「協力」を強いて言えば「援助」といえないという程度である。

2. これに対し、米側(ダットソン運輸通信部長)より、次のような発言があった。

(イ) 自分が着任したのは1961年であるが、自分は航路標識の専門家でもないため技術的な助言と援助は行なっていない。

(ロ) 航路標識の新設、休止等に関する水路通報については、USOARから米海軍水路部への取次は行なうが、これとは別個にりゆうきゆう政府が日本政府へ直接連絡し、日本政府海上保安庁水路部から水路通報を出すことはかまわない。これについては、水路通報は多いほど船舶にとって安全と考える。

(ハ) 大事なことは、これらの機能が日本政府に「公式」に移譲されるということであると思ふ。

3. 最後に日本側より、これらの機能の移譲にあたり、指

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

秘

導と援助を量的にも質的にも高めるなど若干の要質についてのりゆうきゆう政府側の意向を質したところ、技術の進歩に追いつくためには必要ではあるとの返事があり、米側もこれに賛意を表したが、これは日りゆう間の話し合いの問題であるのでこの場の論議よりは外れた。

4. 以上をもつてこのアイテムに関する限り米側提案の内容についての質疑は一応全部終了し、提案の内容、文章等すべてを含めて、日りゆうが受けるか受けないかを次回(期日未定)決めることとなつた。

5. 米側の援助と助言が、1959年以前はともかくとして、現在では極めて断念的なものであることが判明したわけであるので、これについては、速やかに移譲を受けて然るべしと慰料されるが、何分の御指示ありたい。

特に9月2日の代表会談に盛り込むべき具体的合意事項を一つでも多くしたいとの観点からも比較的問題の少ない本件については、速やかにポツティブな御回示を期待する次第である。

本電海上保安庁長官へも配布ありたい。

(了)

外務省

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

秘密標記(赤色)

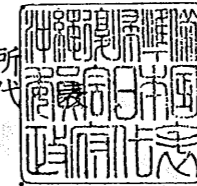
秘

() 第 176 号

昭和 45 年 9 月 14 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)

日本国政府に移譲されるべき民政府諸機能
に関する米側説明資料の送付

引用公・電信
日付・番号

9月11日の代理会議において提出され

た米側説明資料各5部下記の通り別添送

付する。

付録添付 付録空便(行) 付録空便(DP) 付録船便(貨) 付録船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

GA-3-1

25

在外公館

理
席事務官
南
調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
力子夕
忌庶務



系...系... 対...に...送付... (タリ)

記

1. 琉球政府厚生局に對する助言と援助の
付与。

2. 琉球政府文教局に對する助言と援助の
付与。

3. 琉球政府通産局に對する助言と援助の
付与。

4. 琉球の商社に對する技術的助言と援
助の付与。

5. 琉球政府総務局に對する助言と援助の
付与。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

329

電信写

大政事(外務) 事務次長 典房
 臣官官審審長長 畢計
 備審文会管給

参調折企
 参領旅移

ア 参地中東
 長 北北西
 米長 参北北保
 中南 参一
 参西東洋
 長 西東

近ア長 参審近ア
 長 次総経国万
 長 参貿統三
 参政技二
 長 国一理
 参家協
 長 参政総科
 長 軍社專
 参道内外
 長 文長

総番号(TA) 40929 主管
 70年9月22日15時45分 3中 32 猪 猪
 70年9月22日19時16分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 臨時代理大使 総領事 代理
 総務小委(総務局)

第378号 略 至急
 往信第176号に關し

総務局に対する助言と指導については18日及び21日総務小委を開催。米側よりの説明資料(冒頭往信参照)に基づき討議したが、議事概要次の通りの趣。

(1) 法令審査委員会については、21日出席の大島総務局渉外部長より、GRIとしてはあらゆる法案について行なう建前となっている現在の委員会の運営は、名目的かつ非現実的と考えられるので、できればこの機構を廃止したいが、米国当局が直接関心を有する分野の法案に限定して行なうというようなやり方であれば引続きその運営に参加することは(更にGRI上層部と協議すべきも)あえてやぶさかではないと思う旨を述べ、クラーク渉外局長より、米側としてもリアリスティックな委員会の活用を希望している、運営方式の改善につきGRIと具体的な話し合いに入りたい旨答えた。

(2) 上記委員会の運営には、民政府よりGRI総務局に対し行なわれている助言と指導は殆んどない趣であるが。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

当方より、GRIのおきなわけん庁としての再組織などに関する行政上の助言と指導を日本政府が行なうことは今後とも想定される次第であり、総務局がGRIの組織上そのまま口となると思う旨述べたと云ふ、GRI側も同様感である旨付言した。

(3) 上記(1)の通り法令審査委員会の継続が米りゆう間て一応確認されたので、その運営方式の改善は今後の米りゆう間の交渉にまつべとも、「総務局に対する助言と指導」については、右委員会の存在を前提として米提案(合意案は21日提出されたりて空送する)につき合意することが可能であるので、他の項目とあわせ御検討の上何分のび至急回電ありたい。

(了)
 (1 修正済)